平成 26 年度第3回堺市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	平成 26 年 9 月 25 日 (木) 午前 10 時 00 分~午後 12 時 00 分
開催場所	堺市役所 本館 3 階 第 1 · 第 2 会議室
出 席 者 (委 員)	石田委員、石本委員、大江委員、荻野委員、郭原委員 小仲委員、澤田委員、柴田委員、玉村委員 西村委員、松岡委員、山縣委員、吉田委員
欠 席 者	澤本委員、高塀委員、中谷委員、平野委員
議事	(1)教育・保育施設の供給体制の確保方策について資料1 資料1-1 資料1-3(2)『堺市子ども青少年育成計画』から引き継ぐ推進事業について資料2
資料	平成26年度第3回堺市子ども・子育て会議会議次第 堺市子ども・子育て会議座席表 堺市子ども・子育て会議委員名簿 資料1-1 教育・保育施設の量の見込み 資料1-2 教育・保育施設 供給体制の確保方策 資料1-3 教育・保育施設 供給体制の確保方策に関する基本的な考え方について 資料2 堺市子ども青少年育成計画から引き継ぐ推進事業(案) 資料A 利用者負担について(案)

	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
発 言 者	発 言 内 容
	(1)教育・保育施設の供給体制の確保方策について
中﨑子ども企画課主査	資料1-1、1-2、1-3に基づき、教育・保育施設の供給体制の確保方策 について説明
山縣会長	一番ベースにある特定教育・保育施設、保育所・幼稚園・認定こども園の確保 方策について説明いただいた。委員の皆さまから質問なりご意見なりありました ら、よろしくお願いします。
石本委員	非常に単純な質問だが、7つある行政区のうち、多少のばらつきはあるが、多くの行政区で施設の不足というか、保育を希望する子どもたちの数が増えているという状況がある。その対応策として、大まかに円滑化、増改築ということになっているが、円滑化というのは受け入れ定数を増やすということである。受け入れ定数を増やす場合、増改築したら問題はないが、その場合、条例でも決められたが、いわゆる国の基準を守っていけるのか、その担保はきちんとあるのかが心配である。
	もう一つは、受け入れについても地域型の施設を増やすということだが、それ も必要に応じてということになるので、その場合、保育の質もきちんと担保でき るのかどうか、その辺はどのように考えているかお聞かせ願いたい。
中﨑子ども企画課主査	まず円滑化については、職員配置や面積などの基準については、これまでも遵守していただいた上で行っていただいているということで、これについては、また今後、同じように当然基準を遵守していただいた中で、できる範囲で円滑化を実施していただければと考えている。 もう一つ、地域型保育事業である小規模保育事業や家庭的保育事業等についても、当然、基準があるので、その基準については、これまでも遵守してきているが、今後も同じように遵守していただく。民間の基準も市でチェック等するので、そういった形での担保はこれからもきちんと行っていきたいと考えている。
羽田子ども企画 課主幹	少し補足する。今、事務局から説明させていただいた増改築について石本委員 からご質問があったが、円滑化と同じく、増改築をする際には、職員配置、ハー

ド面含めた最低基準を必ず遵守した形で行っていただいている。その考え方は、 現行制度であっても新制度であっても変わりがない。

地域型については中崎から説明したとおりの考え方であるが、さらにその上に、地域型保育事業並びに認定こども園、保育所を含めた認可を行う際に、認可基準をチェックする附属機関の位置付けを法律で作らなければならないことになっており、堺市では社会福祉審議会の児童福祉審議会で、認可を行う際には質が担保できるようチェックすることになっている。チェックをする外部の附属機関の設置も、今、まさに作るという状況になっているので、当然、行政機関のチェックもそうだが、外部機関によるチェックも併せた形で、両面でチェックをして質の担保を行っていきたいと考えている。

澤田委員

円滑化の話だが、とりあえず2年度で量の見込みの方で数を合わせていくということだが、南区を見ていてもほとんどゼロである。しかし、実際のところ待機児はいる。なぜかというと、2号、3号は区ごとにバランスを取るということにしているが、保護者の立場に立ったら家から遠いところには小さい子を連れて毎日通えないからである。だから、29年度以降もある程度、一定の弾力化が必要ではないかと思っている。当然、最低基準は守った中で受け入れるが、数字の若干の遊びの部分がないと待機児などは数字では解決していても結局出てくる。まして、これから直接契約になれば、親御さんは便利のいいところというか、家の近くというか、自分の方針に合ったところを選ぶと思う。単に数だけの問題ではない。堺市の場合は、数で国に報告するということで、方策を立てられるだろうが、それでは待機児はなくならない。そういうと堺市は嫌な顔をするだろうが、でも、実際に預ける方の立場で考えれば、小さな子どもを連れて毎日、区の端から端までは通えない。やはり地域の中で、通える範囲に限られる。

もう一つは、親御さんは色々な考え方で動かれると思う。そういった中では、 絶対に待機児はゼロにはならない。そのためにも、一定の弾力化は残すべきだと 思う。施設側から見たら、先生がおっしゃったように大変である。だけど、それ は保護者の希望をかなえていくというか、ある程度の柔軟性を持たないと、本当 に数字だけ合わせて待機児ゼロになったというのはちょっと違うのではないかと 思う。われわれ事業者も、そういったところは受けていくべきだろうと思ってい るので、そのための受け入れの最低基準等については、皆さん努力されていると 思う。事業者側の意見として、皆さんに知っておいていただきたい。

山縣会長

今の部分については。

羽田子ども企画 課主幹

円滑化については先ほど説明したが、計画書上は、29 年度からは確保方策には 見込めないという形で国の方から通知が来ている。ただ、ご指摘のように、円滑 化の制度がなくなるということではない。年度途中に、産休明け、育休明け、転 居の関係で想定外に増えるところもあるし、同じ圏域内でも地域間ギャップもあ る。同じ区域でもこちらには待機児がいるけれども、こちらは 100 パーセントを 超えた形でのニーズがある場合もある。円滑化をやめて、子どもが待っていても 受け入れられないというのは、ご指摘のように実態に即していない。施設も弾力 化で受け入れをするという意思があり、利用者も入れたい、市の方も入れたいと いうことであれば、そこは当然、基準は守っていただく前提で円滑化が必要であ る。計画上、数字上の話としては、28 年度までしか円滑化は見込んでいないが、 29 年度以降についても、引き続き円滑化は行っていく。

山縣会長

広域利用という部分については、制度上は大きく変わらないということである。 圏域を新たに設定したため、計算上、こうなってしまう部分があるということだ と思う。今言われたことは、市民から見て重要なことで、区境の場合は今までど おり利用できるし、市以外との関係も同様だというところは変わらない。重要な ご指摘ありがとうございました。

澤田委員

児童福祉法24条で、今年度はもちろんそうだが、当分の間、市が調整に入ると いうことだが、そうすると決定がすごく遅れてしまう。今回、認定こども園化さ れていったということは、直接契約、個人給付になったということは、親がもう ちょっと早めに動けるような体制を取らないと、この制度になったせいでかえっ て遅れてしまうことになる。保育料も3月の下旬にならないと決まらないという ことである。事業者の立場も分かる。事務量がすごく増える。1号認定の子ども については、堺市全域を調整して、幼稚園側に一括して、幼稚園が代行してやる という利便性を図っている。では、区がやっている2号、3号の子どもについて も、そういった方向に持っていけないのか。最終決定は当然堺市がするが、受付 事務等については、行政の能率から考えて、園ごとに受付事務を委託しているよ うな形を取ってはどうか。当分の間というのは、私が知っている限りでは、だい たい需給バランスの取れたところと聞いているので、数字上取れている、例えば、 南区などはゼロである。私は南区なので寂しい限りだが、できるだけ利便性を高 めてあげたいということで、行政の効率化に寄与するために、1号認定の受付事 務を施設側ができるのであれば、2号認定、3号認定の受付についてもわれわれ 民間が請け負って、最終決定だけを堺市がするという事務手続きにした方が保護 者にとっても入れるかどうかがタイムリーに分かる。そういったことも一度、考 えていただきたい。

このように提案しても、いつもおっしゃるのは、全市一緒にやらないと駄目だということである。南区と北区ではこれだけ違うのに、区ごとに決めた意味がないのではないかと。1号認定については堺市全部で決めているのに、なぜ区ごとに決めている小さいところが区ごとにできないのかと。やはりこれは堺市の決断で、整ったところは委託していって、事務も委託していって、最終決定をできるだけ早くするというのが保護者のためだと思う。その辺についても、できたら検討していただきたい。事業所からのお願いである。われわれだけではなく、保護者にとっての要望でもある。いつも早く決めてくれと言われる。私たちは何も決められないが。堺市は平等性を非常に重視されるので、ここで締め切って、何とかして点数付けてというすごい作業量である。これも大変よく分かる。そういったことを緩和する意味でも、ある程度、需給バランスが取れたところから、区ごとに任せていって、決定だけを堺市がして、できるだけ早く親御さんにお知らせするというのが、これからの動きではないかと思っているので、ぜひ検討していただきたい、実現していただきたいと思う。

山縣会長

実は私も同じような考え方を持っている。今、言われたようなやり方も一つだし、もう一つは、10月段階で定員の8割まで確定し、12月で9割と、市民の方々のために余裕を残して決定してはどうか。ある程度までは早めに決定した方がいい。それは職員の確保にもつながってくる。今は保育所側からの意見だったが、おそらく私立幼稚園の方々が認定こども園等をされたときの2号、3号問題というのは、今までにないくらいの大きな経験になると思う。クレームが保育所以上に来るのでないかと思う。ぜひその辺は考えていただきたい。

西村委員

今の澤田委員の意見に関連するかもしれないが、資料1の数字は緻密な計算されて、こうなっているのだろうという程度にしか見られなかったが、利用者目線で考えたときに、これは手続き上の話で、市長も子育てしやすいまちの実現に頑張るということをおっしゃっている中で、では確保方策の中に堺市の独自路線というか、独自サービスというか、こういうサービスがよくできているのだというものはあるのか。手続きの効率化などの方策はこの中にあるのか。あるのであれば、こんなサービスが他市と違うから、堺市は子育てしやすいのだというところがあれば教えてほしい。

羽田子ども企画 課主幹

資料1-3で、基本的な考え方という形でお示ししている。特にその中の3に あるように、幼保連携型認定こども園を中心に進めていきたいという意向を持っ ている。前回、前々回の会議で報告したと思うが、堺市の特徴としては、やはり幼保連携型認定こども園の数、既存の施設からの移行が非常に進んでいる。今までは働いている保護者は保育所、働いていない保護者は幼稚園という選択肢しかなかったものが、幼保連携型認定こども園については、保護者の働き方ではなく、保護者が本当に行かせたい園を選択できる、距離的なものや保育の中身によって選択できるというメリットがある。27 年4月時点では、堺市の全施設の中で幼保連携型認定こども園の占める割合が断トツに高いと思われる。そういったところの特徴をもう少し推し進めて、今後、施設からの移行はさらにお願いしていくところだが、新しくつくる施設についても基本的には幼稚園と保育所の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園を進めていくようなところで特徴も出したい。そこは大きな利便性になるのかなと考えている。

このあとご議論いただく教育・保育以外の事業も当然ある。市長が常々言っている子育てしやすいまち堺、子育でするなら堺というのは、当然、保育についてだけではない。その他広く子育で全般のことを指して、市長は常々発言をしているので、保育以外のところでもさまざまな施策を展開していく中で、子育でのまち堺を実現していきたいと思っている。先ほどの西村委員のご質問、市としての特徴ということで私どもが考えているのは、幼保連携型認定こども園である。今日、来ていただいている幼稚園の団体、保育所の団体の方々の努力によって、他市に先駆けた形で数は多いと思っている。

山縣会長

地域子ども・子育て支援事業も含めて、堺市らしさという話だったと思う。他 に質問等あるか。

小仲委員

2点ほどお聞きしたい。一つは、横浜のように待機児童がゼロになったが、今年はまた待機児が出たという話を多く聞く。その理由としては、待機児童が予想以上に増えたという話が多いと思う。この計画の中で、その辺の管理をどのようにされているのか。

もう一つは、地域型保育事業の新設ということで、確保していこうという話だが、この確保方策の表の中で、認可外保育施設、認証保育所というのがある。堺市に認証保育所の制度ができたのは7年、8年ほど前だったと思う。これを見ると、今回は認証保育所をなくして小規模にしていくという話になっているが、認証保育所の制度ができたときに、それまでの赤ちゃんホームといった小さいところが認証保育所になられた。そのとき決断されて認証の制度に乗っていったというところも結構あると思う。今度はそれに逆行するという話で、認証を小規模にしていくというのは、結局、元に戻してしまうような形になるのではないかとい

う感じがする。

先ほど澤田委員がおっしゃっていた、お母さんが行きやすいところにというふうな形を確保するためにも、やっぱり認証保育所をわざわざ小規模に移す必要はないのではないかという気がしている。

それから、正直言って、やり方がものすごく場当たり的なところがあるような気がする。私は認証保育所をなぜなくすのかということに関しては分かっていないが、場当たり的なところがあるのではないか。これは、地域子育て支援拠点事業も含めて、やはり一貫した方針、筋を通すのではなく、何年かごとにその場その場で場当たり的に進めていかれているようなところがあるような気がしてならない。

例えば、認証保育所でも載っている数は今年から比べて減っていると思うが、 他で枠を広げるのであれば、別にそこはそのままにしておいてもいいのではない かと思う。27 年度はそのままにしておいて、他で確保してもいいのではないかと いう気がしている。

山縣会長

荻野委員の手が挙がっているので、荻野委員まで意見をうかがう。その後、次 の議事に進めていきたい。

荻野委員

先ほど、西村委員から堺市らしさという話とか、澤田委員から親の意向で入れ たいところに入れるようにという話が出た。私の上の子が入園するときには美原 町だったが、これは堺市批判のようで嫌なのだが、その当時は美原町の幼稚園も ものすごい人気で、3年保育120人のところに180人以上の応募があって抽選で しか入れなかった。2年保育も20人の枠に80人の応募というものすごい倍率で、 みんなが入れたいというぐらいの人気だったが、経過措置の5年が終わって堺市 になってからはずっと定員割れが続いている。みんな、幼稚園に入ってください といってアピールしているが、堺市になってからすごく幼稚園の質が落ちたとい うことで、みんな行かせたがらない。公立幼稚園に行くぐらいなら私立に行かせ たいという保護者の方がすごく多い。もっと頑張ったら入るのにと。バスも美原 区全域走っているし、なんでそんなことになるのかなと思う。保育所も一昨年、 初めて美原区に民間保育所ができて、それまでは公立保育所が3つだったが、民 間保育所はものすごい人気である。みんなその保育所に入れたいが、そこに入れ られないから仕方なく周りの保育所に行かないといけない。もしくは延長保育の ある幼稚園に預けるという保護者の方が、私の周りにはすごく多い。やっぱり民 間保育所は、公立とは違って色々なことをしてくれたりして、確かにすごく楽し そうで、どうせだったらそこに行かせたいという方も多い。結局、入れないから

近くの保育所に仕方なしにいく。もしくは長く預かっている他市の幼稚園にいくという状態になっている。

そういう中で、堺市らしさを出すといって、頑張りますと言ってくれているが、 私立に負けているではないが、堺市はどうなのかなとずっと思っている。批判の ようで申し訳ないが、その辺どんなふうに思っているのか。多分、美原町の幼稚 園が定員割れしていることもご存じだろうし、昔までは抽選でしか入れないほど のすごい人気だったのに、堺市になった途端に定員割れになった。もう少し堺市 らしさをアピールして、もう少し保育所も幼稚園も頑張ってほしい。少し話は違 うが、堺市らしさということが出たので。

羽田子ども企画 課主幹

堺市批判というよりも、公立施設の激励という形で前向きにとらえたいと思う。 堺市立の保育所、幼稚園含めてだと思うが、やはり公立と私立は違う。その差をどのように捉えるかは別問題として、市の職員が言うのもなんだが、公立には公立の良さがあり、私立には私立の良さがあるので、お互いに切磋琢磨して、質の向上を図っていけたらと思っている。公立施設が私立を追いかけてもできること、できないことはあると思う。公立としての範囲がある。ただし公立にしかできないことというのも、私は専門職ではないが、あるのは間違いない。その辺をなかなかうまく PR できていないところもあると思うので、そこは公立私立ということは関係なく、あくまでも認可の施設としては保育所も幼稚園も公立・私立関係ないので、そこは激励、批判も踏まえてお互いに切磋琢磨して質を高めていくことが子育てのまち堺として当然だと思う。今回、新制度は質の確保と量の拡充、量の見込みや待機児のことばかりが脚光を浴びるが、もう一つの車の両輪として質の向上というところも新制度の大きな目的になっている。そういうところも含めて質の向上を図っていく必要があるのではないか。そのように図っていきたいとは考えている。

いつも決意表明のような形になって申し訳ない。またそれは進捗管理の中でできたらと思っている。

山縣会長

美原区は全体の人口の割には確保が足りないという形になっているので、その辺はぜひ考えていただきたい。今、荻野委員が言われたように、堺市になったことによるのか、事務局の回答にあったように、公立のあり方の問題なのか、あるいは市民サイドの選択肢が増えて、本当はもともとよそを利用したかったのかという、その辺は今の段階では恐らく追跡されていないと思うので、調べていただき、今後の対応策を。

西村委員

その件に関して一言だけ。うちは3人子どもがいて、上の2人が公立の幼稚園、一番下の子が私立の幼稚園に行ったので、ある意味、公立の良さと私立の良さの両方を体験した。僕が最初公立に行かせた要因というのは、たまたますごくいい園長さんがおられたということである。説明会に行った際、すごく熱心に教育論を語られたのがすごくインパクトがあり、よし、この幼稚園に行かせようと思った。その園長さんが代わられたり、堺市の体制の問題として、非常勤の教諭の方が公立の幼稚園も増えてきて、そうなってきたあとに周りの保護者の話を聞くと、あの幼稚園はなあといった感じで、荻野委員がおっしゃっていたように、定員割れをするようになった。自分の子どもが公立幼稚園に行っていた当時は抽選で当たらなければ入れないような状況で大人気だったが、だんだんと衰退していってしまった。公立の良さは絶対にあると思うので、そこは是非とも頑張っていただきたい部分がすごくある。非正規雇用の問題もあるが、やはりそこは正規職員を投入して、公立のよさをアピールしてもらいたいと思う。

山縣会長

一番目の案件はここまでにしておきたい。今日、議論できたのは、単純にあてはめたという理屈になっているので、保護者の意向というか、単に行きたいというだけではなく、どの制度を利用していきたいかという部分までは、踏み込めていない。すなわち、確認を受けない幼稚園を希望しておられるのか、確認を受けた幼稚園等を希望しておられるのか。その辺までを反映していないので、利用者の意向をできるだけ尊重するという時代において、引き続きここは議論していきたい。早めに打ち切ってしまったかもしれないが、もし時間が残るようであれば、ここの議論に戻したい。

続いて、案件(2)『堺市子ども青少年育成計画』から引き継ぐ推進事業について事務局より説明いただきたい。

(2) 『堺市子ども青少年育成計画』から引き継ぐ推進事業について

中﨑子ども企画 課主査

資料2に基づき、『堺市子ども青少年育成計画』から引き継ぐ推進事業(案)について説明

山縣会長

子ども青少年育成計画に含まれている事業については、基本的にすべて引き継ぐということだが、何かこの点についてご質問、ご意見はあるか。地域活動が入っているが、玉村委員、こども会の関係の仕事をしていただいているが、特にコメントはあるか。あるいは、今の地域の子どもたちの様子についてお伝えいただければと思う。

玉村委員

資料2の4ページ47番「小学校施設総合開放事業の推進」ということで、小学校の開放事業を、地域教育振興課を担当課として実施し、小学校の場合は、子どもを主体に休日を中心に学校施設の開放をしていただいている。今はかつてと違い、こども会と学校とが十分な連携が取れるようになり、各こども会としても十分に使用が可能になったというか、使いやすくなったと皆さんおっしゃっている。ぜひともこれを継続して行っていただきたい。

10 年ほど前に管理費用が半減したが、これ以上、減額のないようにお願いしたい。

山縣会長

こども会の問題、地域での子どもの育ちは非常に重要なので、引き続きよろしくお願いしたい。放課後問題で、PTA の方から郭原委員、学校本体についてはなかなかこの計画ではふれることができないが、放課後や学校の社会活動についてコメントをいただきたい。

郭原委員

今、私は小学校に2人の子どもを通わせているが、昔は放課後校庭開放があったと思うが、今はそういうのはまったくない状態なのか。

山縣会長

担当の方がおられれば、どうなっているかお答えいただきたい。

松下放課後子ど も支援課長

放課後の校庭の開放については、十数年前に起きた付属池田小学校の事件以降、 放課後こども支援課で行うのびのびルームという、責任を持って預かるという形 のもので運用している。放課後、子どもたちが校庭を使って自主的に遊ぶという 形のものは、現在、実施していない。

山縣会長

付属池田小学校の事件で、たくさんの子どもたちが被害に遭ったということだが、その後、他の市町村でも校庭開放は復活していないのか。

松下放課後子ど も支援課長

これは全国的なものだと思うが、調べる限り、下校時刻がきた段階ですべての子どもを速やかに下校させ、不審者が入って来ないような形で学校を管理している。要は、シャットアウトした中でのびのびルームの子どもが校庭で遊んでいるという状況である。これは全国的な傾向だと思う。

山縣会長

放課後子どもプランに乗っかった子どもたちはいいが、一般には難しい状況 だということか。 松下放課後子ど も支援課長

はい。

山縣会長

分かりました。あとお二方、指名させていただきたい。民生児童委員には、地域で色々な活動をしていただいていると思うが、最近、神戸の事件があり、地域の保護者の方が不安に思っているような部分もあると思う。何かひとこと感想をいただきたい。

松岡委員

今、子どもの虐待や色々な問題をたくさん抱えている。私たち民生委員は守秘義務が第一で、市の方と連携して色々な問題を解決していくという立場であるが、民生委員の立場から言うと、非常に仕事が多様化しており、子どものことだけにはなかなか専念できない状況である。生まれたての子どもからお年寄りまで色々な問題を抱えていて、子どものことに関してというと、今はこの制度が変わっていくということにはなかなかついていけていない状態である。私は北区の中百舌鳥校区にいるが、大変待機児童が多い。やはり少しでもよい幼稚園に行きたいという希望を皆さんお持ちで、そのことに関しては、お母さん方は非常に悩んでおられるようである。今度の計画がうまくいき、待機児童が減ったり、また少子化に向けて色々な対策をしていただいたりして、子どもがスムーズによりよく過ごせるように、民生委員としては願っている。

山縣会長

ひとり親家庭への自立支援について 173 から 185 まで政策が挙がっているが、 それについて少しコメントをいただきたい。

吉田委員

私たちは母子家庭の支援を主に行っている。最近、特に子どもの貧困が問題になっており、子どもが貧困であるから高等教育も受けられないということが問題になっているが、子どもの貧困は間違いなく親の貧困でもある。ひとり親、特に母子家庭のお母さんを見ていると、収入が一般の子育て世帯の3分の1しかない。最初に問題になるのが就労の形態である。パートで夜も昼も働いて、2つの仕事を掛け持ちしていても生活が苦しい状態なので、今一番力を入れているのが、できるだけ正規雇用に就いていただくことである。景気が良くなってきても、やはりパートではそれほど収入は上がらない。とりあえず今は、正規の求人も増えているようなので、そこでできるだけ自立できるような職を選んでもらえるように頑張っている状況である。

山縣会長

就労の問題について、委員の方はご存じかと思うが、今年法律が変わり、今まで「母子及び寡婦福祉法」と呼んでいたものが「母子及び父子並びに寡婦福祉法」というように呼び方が変わった。父子家庭も母子家庭と同様にひとり親家庭には入れていたが、クローズアップできなかった部分もしっかりみていこうということである。母子家庭の問題は深刻だという情報はある程度出ていたが、実は父子家庭も相当難しい状況にあるという数字が出ている。正直、これを見たときにあまり父子家庭のことは書いていないと思った。国の施策名が変わったことによる記述はあるが、父子に特化した施策も少しは検討する必要があるのではないか。

吉田委員

私たちの自立支援センターは、これまでは母子に限っていたが、今、ほとんどの講座や相談で父子も受けている。ただ、一部の事業だけ、例えば、DVなどで離婚して、今、立ち上がるための講座を受けている人や、介護初任者研修、ヘルパーなどの講座で、男性とは一緒にいられないという人も現実にいるため、一部だけ母子に限るとしているが、ほとんどのところは父子も一緒に受けている。経済的には父子家庭は母子家庭の倍ぐらいの収入があるが、父子家庭は子育ての問題の方が大きいので、その辺も私たちも努力して支援していきたいと思っている。

山縣会長

ぜひよろしくお願いします。

澤田委員

先ほど荻野委員が、堺市の特徴を言ってほしいと言われたが、いくつか見つけた。7ページの78番「幼児教育堺版スタンダード」という事業は、幼児教育の実践研究発表を幼稚園と保育所が一緒になって毎年行っている事業である。幼稚園と保育所は仲が悪く、このように一緒にやっている市は他にはない。それを企画してずっと続けている堺市はユニークだと思う。ただ、これは一般の方に来ていただけない。それが残念ではある。

それから、76 番「就学支援ノートの作成」事業について、昔、一緒に作らせて もらった経験があるが、こういうものを配っているというのは結構珍しいのでは ないかと思う。

それから、77 番「幼児教育堺版スタンダード」という事業があるが、これも結構いいものを作っておられる。ところがこれはいつの間にか消えてしまって、幼稚園・保育所(園)に啓発に来ておられると書いてあるが、うちだけなのか、来てもらったことがない。僕はすごくいいのを作られたと思う。ところが、新しい事業でもう一つ行き渡らなかった。われわれにも配っていただいて、読んだが、内容的にこれから小学校と幼稚園・保育所との接続を重視していくということがあったので、こういうものを作った。ところが、作って終わる。もうちょっと行

き渡らせてくれと。われわれはこれを見て、これはいい、面白い、堺らしいところがあると思っていた。すごくうまくまとめておられた。これを継続してやるということだが、もう少し力を入れてはどうか。予算が取れないのか、われわれは聞いたことがない。作ったのは知っているし、見せてもらった。すごくいい。こういうのをもう少し行き渡らせていけば、小学校と幼稚園・保育所との接続がもう少しスムーズにいくのではないか。これから幼保一元化ということで、待機児童の問題もそうだが、やはりこれから内容に踏み込んでいくときに、堺はせっかくこういうものを作っているのだから、活かしてほしい。これは堺のいいところだと思う。

山縣会長

人権について何か所か出ているが、それについて柴田委員にコメントいただき たい。

柴田委員

人権からではなく、堺市の更生保護女性会にも携わっているので、そちらの方から意見を言わせていただく。資料2の3ページ、地域における子育て支援ということで、更生保護女性会も子育て支援に取り組んでいる。例えば、28番「子育てサロン等の子育て支援活動の推進」、32番「子育てサークルへの支援」、34番「子育て支援地域ネットワークの充実」。堺市48校区でこれを全て立ち上げており、私は北区の西百舌鳥校区だが、そこでは月3回、ゼロ歳児から2歳児が一つと、2歳児から未就園児までのサークルが二つというふうにサークル活動を立ち上げて、子育て支援に取り組ませていただいている。

山縣会長

更生保護女性会でも地域活動をしていただいているということである。先ほど の澤田委員のどうなっているのというところで、現状について少し報告いただき たい。

井上学校環境整 備室長

幼児教育堺版スタンダードは、平成 22 年に作成を手がけ、平成 23 年にできあがった。配布と同時に各施設や福祉会館などでもこういう形で使ってほしいという説明会を開催し、各園、幼稚園・保育所それぞれに配布した。また、新たにできた民営化された保育所にも現在、継続して配布している。内容について、教育委員会として作った内容ではあったが、広くまだまだ不十分な点もあるということで、更新に向けて、今後内容を吟味しながら新しいバージョンを作っていきたいとは考えている。ちょうど今回、子ども・子育て支援新制度ができるということで、この幼保連携型認定こども園の教育・保育要領をふまえたカリキュラムを作っていきたいと考えている。今後、新たな方針を考えているというところであ

る。

山縣会長

ぜひ現場の方にもしっかり伝えていただきたい。皆さんの方から、自由に意見をいただきたい。

大江委員

この推進事業を見ると多種多様な事業をされていると思うが、先日のアンケートにもあったように、保護者や皆さんは、市がこういう事業をしているということを知らないようなので、ぜひ広報していただき、利用できるようにしていただきたい。

山縣会長

広報の重要性はご指摘のとおりである。他に意見がないようなら、次の案件に移りたい。「障害」「障がい」の表記についておうかがいしたい。最近、大阪府内の色々なところで「障がい」という平仮名を使った書き方をする流れになっている。資料を見ると「障害」と漢字のままのようだが、堺市はまだその方針は固めていないのか。あるいは従来どおりでいいと考えているのか。国が「害」という漢字を使っているからそのままでいいという考えなのか、その辺りの判断は障害福祉関係の間では、どのような状況になっているのか。

南障害福祉部長

堺市では、「障害は、個人の身体的・精神的な機能の障害をさすのではなく、 障害者の生活を困難なものにしている社会的な障壁(障害)を意味する。」と の考えから漢字表記の「障害」を採用してきた。

また、市内の障害者団体、障害当事者や保護者との意見交換や、聞き取りを行ったところ、「障害」の表記について「害」という負のイメージが強い感じが用いられていることで、障害をお持ちの子の保護者の方から「いやな思いを受けている。」などの意見もあったが、「障害者が、日々の生活の中で、さまざまな「害」を受けていることをはっきり示すためには漢字表記が適当」等の意見が出され、従来の「障害」表記を支持する意見が大半であったこともあり漢字表記を採用している。

ただ、その考えは時代と共に、また社会的背景によって変わってくることも あると思うので、その辺の部分は、逐次どのような表記を使うのがいいのか考 えていきたいと思っている。

山縣会長

では、(3) その他について事務局より説明いただく。

その他

中﨑子ども企画 課主査 資料Aに基づき、利用者負担(案)について説明

山縣会長

利用者負担について説明いただいた。案の段階だそうだが、私立幼稚園、あるいは認定こども園の1号認定子どもの保育料と2号、3号の保育の必要性の認定を受けた方々の保育料の案が示されている。これは国の標準モデルよりは少し安めに設定してあるということか。

中﨑子ども企画 課主査

そうです。国の標準モデルに比べると全体的に安くなっているが、あくまでも 考え方としては現行の利用者負担の水準を元に市として検討した結果、この金額 になっている。

山縣会長

質問、感想はありますか。

石本委員

単純な質問だが、所得税額を決定の根拠にするか、あるいは新制度で市民税にするか、この違いというのは、どの程度出てくるものか。また、なぜそのように変わることになったか、その辺のご説明いただきたい。

坂口保育課長

所得税額から市民税額へということについては、市民税は市で捕捉できるということで、それを用いるように国から示されている。それから、個々は違ってくるのかなと。現在の所得税額から市民税額を導いているので、制度的には、階層区分・利用料について現行どおりという考え方になっている。

山縣会長

市の把握のしやすさ、市が管理している税でいいではないかと。

石田委員

資料 A はその他案件ということで、議事ではないという位置付けだと思うが、なぜ議事にしないのか。報告事項という形なのはなぜか。

中崎子ども企画 課主査 まず、堺市子ども・子育て会議については、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置されている。第77条第1項では、利用定員の設定に関する意見聴取や事業計画を定め、または変更しようとするときの意見聴取、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することを目的としている。確かに石田委員がおっしゃるように、他市で利用者負担について審議されているケースもあるとは聞いているが、直接的にはこの会議で審議するものではないということで、今回、報告と

いう形を取っている。ただ、本市の保護者の方への利用者負担の影響については 十分考慮する必要があるということで、現行の利用者負担額をベースに検討した ものとなっている。

石田委員

若干の認識のずれがあるように思う。利用者負担というのは、この制度と表裏一体のものだと思う。1号というのは現在、幼稚園児であり、2号、3号は保育園児である。1号と2号、3号とでは市の補助率がかなり違う。2号、3号というのは、今までの保育所の基準をそのまま踏襲しているということだが、われわれは長い間、公私間格差、最近では幼保間格差の是正解消を求めてきた。毎年、PTA大会でそのようなことを言って、ご理解いただき、徐々に差は詰まってはきていた。今回の制度改革は千載一遇のチャンスであると思い、われわれはお願いをしようと思っているのが1号認定の子どもたち、親御さんに対する利用者負担についてである。はっきり言って2号、3号と比べて大きく違う。できるだけこの機会に、一度に解消はできなくても、是正・解消に向けて努力していただきたい。今日は、その他ということで議案に上がっておらず、資料Aという形で出てきたが、やはりこのことは私立幼稚園の代表として申しあげておかなければならないと思っている。また、私立幼稚園の保護者の立場、園児の立場からもお願いしたい。

山縣会長

では次、澤田委員、どうぞ。

澤田委員

税額だけで見たらそれほど変わらない。 1 号認定の一番高い階層と 2 号、 3 号認定を比べても、保育園の方が高い。それからもう一つ、石田さんはいつも公立との関係をおっしゃっているが、そちらの差の方が大きいのではないか。公立幼稚園は今、いくらなのか分からない。来年度どの立場になるのか、まずそこを確認しておく必要がある。施設型給付に入るのか、どんな立場なのか。 負担額が応能負担ということなので、安くなる方もいれば、高くなる方もいる。それが普通の制度改革だろう。まずそこを言わなければならない。なぜかというと、公立の保育園と民間は同じ応能負担額で適用である。そこの矛盾からいって、それでもって次、 1 号と 2 号、 3 号。まだ私学助成で残る園がたくさんある。入ってくるお金自体はあまり変わらないと聞いている。要するに、公定価格のつくり方というのは、施設型給付では幼稚園の金額と保育園と認定こども園になったところの保育単価を見たときに大きく変わらない。ということは、入ってくる金額的には変わらない。

石田委員

事業者側の立場からすれば。

澤田委員

これに利用者の応能負担額がリンクされていくのだから、1号は2号、3号を上回らないように設定する。それはなぜかというと、4時間利用と給食費が入っていないとか、多分その辺だと思う。それは次の議論であって、公立幼稚園をどうするかということが、常々幼稚園が言っていることを聞いておかないと、やっぱり税金の使い方である。そこで使っている税金を1号認定の子どもに回せば、ひょっとしたら安くなるかも分からない。もし僕が民間の幼稚園の代表であれば、そこをまずお聞きしたいと思った。

それから、応能負担というのが、先ほど小規模保育に変わる云々で聞いておられた方がいるが、小規模保育に行かれる方も応能負担で保育料が安くなるケースがたくさん出てくる。ということは、保護者の方にとっても、小規模保育に変わった方が認証保育所で残っているよりもメリットが高くなる。しかも、事業者にも今よりも高い金額が入ってくるので安定する。そこのところをもうちょっと説明しておかないと、大きな誤解が起こるのではないかと思う。今のシステムはかなり複雑である。公立幼稚園・保育所が今のままで認可のままの形で来年は残る。でも再来年以降、どうされるのか。公立の動きはすごく大きいと思う。

美原区は公立幼稚園の人気がないとのことだが、それは料金設定の問題も出てくると思う。今までは公立幼稚園は料金云々で存在価値もあっただろうが、今度、そのまま据え置く、28年度については検討すると。どのような検討されていくのかということをきちんと聞いておかないと、民間側にとっては、どっと安くなったら、価格競争になってしまって質が落ちる。公立はいくらでもお金が入ってくるからいいが、われわれのところは価格競争されてしまうと、とてもじゃないが持たない。そこの辺りをしっかりおさえておかないと駄目だと思う。

山縣会長

石田委員は公立の話をしておられたが、制度上の対等性が失われるという論点だと思う。本来、一つの制度なのだから、公私で差があるわけではなく、所得によって差があるというのが対等性だが、公私間の差は認められないのではないか。保育所は公立も民間と同じ値段になっていると。そこを庁内ではどのように考えているのか。一気には難しいが、再来年以降は検討中とおっしゃったが、その辺の考え方はどうなっているのか。

高雄学校管理部 長

公立幼稚園については、27年度は現行のままでいきたいと考えている。28年度 以降は、大きな制度転換なので、それに合わせて格差と他の諸条件を勘案して、 大きくはそういったものを視野に入れて新たに踏み出したいと考えている。庁内 でも議論しているので、庁内で意思決定し、28 年度に向けた制度構築に向けて進めていきたいと思っている。来年度については、現状のままということでご理解いただきたい。

山縣会長

次年度以降、また庁内でしっかり検討いただき、制度的な対等性はできるだけつくるべきだと思う。市民の声も含めながら、当然、利用者の声もだが、税で埋めていただける一般市民の方々の声も含めながら議論いただきたい。

もう一点、澤田委員から質問あったことについて事務局に確認したいのだが、 今の認証保育所が小規模保育になれば、当然、この2号、3号の保育料体系に乗 っかる。結果として安くなる人も出てくると。それでよろしいですか。

羽田子ども企画 課主幹

小仲委員のご質問に補足していただいた形になるが、澤田委員のおっしゃるとおり2号、3号については、施設種別は関係なくこの料金体系表になる。今、質問のあったような形で、小規模保育事業になれば、ここの料金体系は2号、3号の料金体系になるということである。

山縣会長

もう一点私の方から確認しておきたい。保育所の方では、すでに保育制度では 調整されていたが、新しい制度になって再確認をしなければならないのではない かと思うが、国の基準よりは若干安めに設定している。それは他の市町村も恐ら く同じようなことになるのではないか。他市町村との相互利用になっているので、 例えば、堺のお子さんが他市の1号を利用したときに、この国基準との差額を堺 市が埋めるという形をしっかり作っているか。逆に、他の市町村の子どもたちが 来るときに、堺市の民間幼稚園について、他市町村が保育料を安くしている分を 埋めるという話し合いはどれぐらい進んでいるのか。これは当然のものとしてい っているかどうか。

羽田子ども企画 課主幹

堺市の子どもさんが他市町村の施設を利用する際には、利用者負担については 堺市の利用者負担額になる。各施設の公定価格の差額について施設型給付で支払 う差額も堺市が支払うという形で、今の会長のご質問でいうと、子どものいる自 治体が差を埋めていく。公定価格は各施設で自治体によって差があるので、そこ でもし差があるのなら、本来は堺市内で利用する施設を他市で利用してもらう形 になるので堺市が埋める。逆に、他市の子どもさんが堺市に来た場合は、堺市の 方が施設型給付は高い単価になるので、その分は他市さんに埋めていただくとい う形になる。

山縣会長

事業者の方々が若干不安に思っているという話も出ていたので確認した。堺市が埋めなければ、結果として事業者負担になるが、そうではないのだと。市民感覚はどうか。荻野さん、西村さん、何かひとこと。利用者感覚でいいので、ひとこといただきたい。

西村委員

確かに公私間格差は実際にあって、私も実際、公立を選んだ理由の一つは安いということがあった。サービス的にも中身が違うと思う。私立の方は英語教育や体操教室や色々なメニューを投入してお客さんを呼んで、経営して、その分を料金に転化してという部分が経営という部分であると思うが、市民的には、多少差がある方が選択しやすいのではないかと思う。公立と私立に差があっても僕はいいのではないかと思っている。選択肢が多いという意味で。

山縣会長

荻野委員、いかがですか。

荻野委員

私も同じように、その差は仕方がないかなと。私立を選ぶ人はそれだけのお金を払って行っているので、別に公立、私立の金額の差については、私も特に何ともということはないが、それほど思わない。昔は私立に行きたい人は高いお金を払ってでも行っていたが、それよりも公立の幼稚園がすごく魅力的だったのもあり、そちらに行きたいという人が多かった。料金だけではなく、選ぶときの基準としては、そこの幼稚園の特色とかそういうものも考えながら決めるので、金額だけで選んでいるわけではない。

石田委員

今ここではっきりさせておきたいのは、公立と私立の保護者が支払う額の差はかなりある。差はあるが、実際、一人当たりの園児にかかる費用は堺市ではほぼ一緒である。昔は堺市の幼稚園は公立の方が高かった。高コストなのに、どうして負担率が低いのか。公費でまかなわれているからである。私立幼稚園に行っている親たちが働いて稼いだ金の税金の一部が公立の園児に回っているということである。同じように幼保間格差があるのも、これは国の制度なので、両親が働いていたり、片親だったりして、いわば困っている方には福祉としてお手伝いというか、助力してあげようという市町村の計らいで国が定めている、いわゆる一人当たりのコストが出ているが、それに対して市町村がある程度足して親の負担を軽くしている。ということは、先ほど私が言った1号認定の子どもというのは、幼稚園の子どもで、2号、3号は保育所の子どもである。どうして2号、3号の子どもたちに30パーセントも補助をして、幼稚園の子どもにはちょっとしか補助が出ないのか。おかしいでしょう。これが市民感覚である。もうちょっとその辺

をご理解いただきたい。われわれのアピール不足かもしれないが、保護者の方々には、その辺りをしっかりと納税者の意識として、なぜ保護者納付金が安いのか、その裏には何があるのかということをはっきりと認識をしていただきたい。

山縣会長

今までであれば、お金の流れが違って、堺市民のお金が私立幼稚園には行っていなかったけれども、今度の制度では1号認定を受けられたところについていうと、市民の税金が流れていく。そうしたときに公民に差があると、公に多めに税金が流れていくということをどう考えるか。公平性があった方がいいのか、やっぱり違いがあった方がいいのかというところの議論ではないかと思う。

澤田委員

では、今の幼保一元化というのは、われわれ民間保育園から見た時には、そんなに大きく制度は変わらない。11 時間みなければならないし、夏休みはないし、小さい子は見なければならないし。そこに幼稚園さん来ませんかというのが、今度の一番大きな制度だと思ってほしい。それはなぜかというと、もちろん待機児解消もあるが、幼保一元化の流れに乗っていくというところだと思う。幼稚園は1号認定の子どもにも税金が出ると言っているが、それでも来ないのはなぜか。それだけ言うのなら、来ればいいじゃないか。でも、来ない。これはなぜかということをまず聞きたい。1号認定の子どもさん数名に色々な事情で保育園に来ていただくことにする。その時は幼稚園の認定こども園になられたところの1号認定の子どもさんとわれわれの1号認定のこどもさんは同じ単価である。これはなぜかというと、当然、平等ということで応能負担というのを持ってきたので、当然だと思う。だから、そちらにくれば、今言うような問題も解決できる。2号、3号も幼稚園から来られた時には、われわれと同じ応能負担で保護者が払われるし、単価も出る。ところがなぜそちらに来ないのかと。やっぱりそれなりの理由がある。そこまで応能負担で保護者の負担が違うというのであれば。

もう一つ突っ込んでいうと、私学助成で残る幼稚園と施設型給付に来た幼稚園の差を親がどのように見分けていくか。一応、一覧表は出している。では親から見た時にどう違ってくるかというと、これは幼稚園は喜ばないと思うが、要は、すべて応能負担である。保護者の方は今の保育料よりも安くなる方が圧倒的に多いと思う。それを今までは就園奨励費ということで、親が年間で請求していた。ところが今度は個人給付なので、応能負担で、毎月それに応じた金額を払えばいい。だから、今まで2万円払っていた方が9,000円になる子もいる。その差額は幼稚園が全部、堺市に請求して自分のところで回収する。一人ずつやらなければならないので手間が増える。これは認定こども園になった保育園も同じである。保護者から見た時の利便性とか、公平性から見たときには、幼保連携型の施設と

いうのは公平性が図られてくると思う。だから今、石田さんが言われたような問題は、こちらへ来れば、1号であろうが2号であろうが3号であろうが、税金が同じように入るのだから、親の負担も同じになるのだから、来ればいいのにと思うけれども来ない。この理由は分からない。幼稚園から聞いてほしい。

もう一つ、公立との問題を一緒に考えておかないと、価格競争が起こったときに当然公立の方が強い。それは安いからである。内容というのは、それぞれ今おっしゃったように色々あると思う。それは親の好みだと思う。公立でやる保育が好きならそちらへ行けばいい。幼稚園で頑張っているところ、保育所で頑張っているところ、幼稚園、保育園どちらを選ぶかというのは親が決められる。これは個人契約、直接契約である。そういうシステムに変わっていっている。その過渡期で色々ややこしい問題があるが、個人給付、直接契約というのがキーワードである。しかも応能負担は親御さんにとっては、すごくメリットのある制度だと思っている。ただ、私学助成に行ったら1号認定は関係ない。今までどおりである。そこも誤解されているのではないかと思う。幼稚園が全部こちらに来たわけではない。50ある幼稚園で、37がそのまま残る。では、今、石田さんが言うように応能負担で保護者の立場に立ったら、こちらに来れば同じになるのに来ない理由が何かあるはずだと思う。それは保護者の方に立った議論なのか、事業者側にとった理論なのか、そこのところを明らかにしていかなければならない。そこばかりいって、ちょっと違うのではないかと私は思っている。

山縣会長

会議の議論を超えたところに話が及んでいる。今日はお互いの本音の部分が出た会議だった。利用者サイドの本音もしっかり出た。公私間の問題は非常に深刻だと思っている。公立の認定こども園が堺には1か所ある。これから保育所ベースで公立認定こども園を作っていったときの、公私の差を設けていたら、1号認定部分がかなり変な形になってしまうと思っている。市民の意見を聞きながら、最終、議会と役所で決定いただくことになると思う。この会議としては、その他事項であったけれども、応援の演説も反論の演説もあったというところで整理させていただきたい。本当に色々な意見を出していただきありがとうございました。これで今日の案件は終了しました。

閉会